

原子力損害賠償・廃炉等支援機構交付金

令和4年度概算要求額 470.0億円（470.0億円）

資源エネルギー庁 電力・ガス事業部
電力産業・市場室

事業の内容

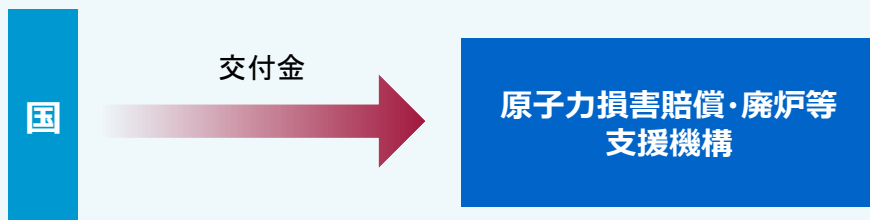
事業目的・概要

- 「原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針」（平成28年12月20日閣議決定※1）を踏まえ、福島再生に向けて除染・中間貯蔵施設事業を加速させるとともに、国民負担の増大を抑制し、電力の安定供給に支障を生じさせないようにする観点から、中間貯蔵施設費用相当分について、事業期間（30年以内）終了後5年以内にわたり、原子力損害賠償・廃炉等支援機構に対し、原子力損害賠償・廃炉等支援機構法第68条※2に基づき、交付金を交付します。

成果目標

- 平成26年度から、中間貯蔵施設費用相当分について、事業期間（30年以内）終了後5年以内にわたり、原子力損害賠償・廃炉等支援機構に対し、交付金を交付します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

原子力災害からの
福島復興の加速のための基本指針
（平成28年12月20日閣議決定）



これを着実に実施

※1 福島復興の加速化とそれに要する費用回収のあり方等に関して政府として閣議決定したもの。この中で、賠償等の費用負担における国と東電の役割分担については、「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」（平成25年12月閣議決定）において整理した方針を、基本的に維持するとしている。すなわち、被害者賠償分は原子力事業者の負担金を主な原資とし、中間貯蔵施設費用分はエネルギー特会から原賠・廃炉機構に交付する資金により回収を図ること、除染費用相当分は原賠・廃炉機構が保有する東電株式の売却益により回収を図ることと整理している。

※2 「政府は、著しく大規模な原子力損害の発生その他の事情に照らし、機構の業務を適正かつ確実に実施するために十分なものとなるように負担金の額を定めるとしたならば、電気の安定供給その他の原子炉の運転等に係る事業の円滑な運営に支障を来し、又は当該事業の利用者に著しい負担を及ぼす過大な額の負担金を定めることとなり、国民生活及び国民経済に重大な支障を生ずるおそれがあると認められる場合に限り、予算で定める額の範囲内において、機構に対し、必要な資金を交付することができる。」